

輸入禁止の地域と物

平成19年8月現在

家畜伝染病予防法施行規則第43条の表(輸入禁止について)

地域	偶蹄類の動物	受精卵・精液・未受精卵	ソーセージ・ハム・ベーコン	偶蹄類の動物の肉・臓器	稲わら等	
0 韓国 スウェーデン ホーランド ドイツ イタリア(サルジニア島を除く) リヒテンシュェイン オランダ フランス スペイン アイスランド アメリカ(アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る) メキシコ グアテマラ エルサルバドル コスタリカ ドミニカ(共) 北マリアナ諸島 バヌアツ(共) オーストラリア (35地域)	フィンランド ルウエー ハンガリー デンマーク スイス ベルギー オーストリア アイルランド カナダ ニューージーランド ニューカレドニア	輸出国政府機関発行の 検査証明書があれば 輸入可能			検疫不要	
1 シンガポール スロベニア ボスニア・ヘルツェゴビナ (5地域)	ルーマニア クロアチア	輸出国政府機関発行の 検査証明書があれば 輸入可能			<b style="color: red;">輸入禁止 ※1	<b style="color: red;">輸入禁止 ※2
2 上記以外の地域	輸入禁止			<b style="color: red;">輸入禁止 ※2		

※1 農林水産大臣または輸出国政府機関の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り輸入できます。

※2 農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り輸入できます。

0の地域: 相当期間口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生がなく、防疫体制も整備されており、悪性家畜伝染病が発生するおそれ極めて少ないと考えられる地域

1の地域: 防疫体制が整備されており、当面口蹄疫等の発生がないと考えられるが、発生のおそれを否定できない地域

2の地域: 口蹄疫等の悪性の家畜伝染病の発生があるか、防疫体制が十分に整備されていると認められない地域

注意: 輸入に際しては、輸出国政府機関発行の検査証明書が必要です。

上表で輸入可能となっているものでも、現地での疾病発生状況により一時的に輸入停止となっている場合もありますので、詳しくは動物検疫所にお問い合わせください。